

る旨の「証明書」が必要となります。

詳しくは、転出、転入の届け出の際に区役所の戸籍住民課でお渡しするチラシをご覧ください。

### 転入

本市の選挙人名簿に登録されている、道内の他市町村に転出した方（住所異動は1回だけ）は、転出前の区で投票できます。証明書は、転出先の市町村長が発行します。

なお、道外に転出した方は、いずれの投票もできません。

### 転入

道内の他市町村から今年1月4日以後に転入し、（引き続き札幌市内に住所を有する方に限る）、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地で投票できます。証明書は現住所地の区役所の戸籍住民課で発行します。

### 市内で転居した方

次の方は、新住所地の投票所で投票できます。

#### すでに登録されている方

今年3月14日までに転居届をした方。

#### 今回の選挙のために新たに登録される方

各登録日（各選挙の告示日の前日）までに転居届をした方。

## 不在者投票

### 不在者投票のできる方

選挙人名簿に登録されている方で、投票日当日に、次の事由に該当すると見込まれる方は、不在者投票ができます。

投票所案内はがきの裏面に不在者投票を行うときに必要な宣誓書が印刷されていますのでご利用願います。印鑑は必要ありません。

#### 不在者投票の事由

- ① 仕事に従事する方
- ② 冠婚葬祭を行う方とその親族、結婚式の仲人、葬儀の役員など手伝いをする方
- ③ 用務（レジャーなどの私用を含みます）のため投票区の区域外に旅行または滞在する方
- ④ 病気やけが、身体の障害などのため歩行が困難な方
- ⑤ 選挙人名簿に登録されている区の区域外（道内に限る）に転居した方。

なお、⑤の中で道内の他市町村に転出した方（住所の異動は1回だけ）は、転出先の市町村長が発行する「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」を持参することにより、知事・道議会議員選挙のみ投票

票をすることができません。

不在者投票の期間・場所は次の通りです。

### 不在者投票の期間

選挙の種類	不在者投票の期間	不在者投票の時間
知事	3月27日～4月12日の毎日	（区選管受付時間）8時～午後8時
市長	3月30日～4月12日の毎日	午前8時～午後8時
道議会議員	4月4日～4月12日の毎日（この4選挙とも行えます）	この期間とは異なる

### 不在者投票の場所

① 選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会② 滞在地や転居先などの市区町村の選挙管理委員会③ 指定を受けた病院や老人ホームなどに入っている場合はその施設。

なお、②③の場所で行う場合は、あらかじめ投票用紙などの請求の続きが必要で

### 郵便による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けていて、障害の程度が一定の基準（両下肢などの運動機能障害は一級、二級、内臓機能障害は一級もしくは三級）に該当する方には、自宅などで投票ができる

「郵便による不在者投票制度」があります。投票をするためには、区の選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けていることが必要です。

## 案内はがきなど

### 投票所案内はがき

投票所をお知らせする「投票所案内はがき」は、3月31日（月）に郵送を開始します。名前を確認の上、「投票所案内はがき」の表面に書かれている投票所をお持ちください。

なお、選挙人名簿に登録され、選挙権がある場合は、「投票所案内はがき」がなく

ても不在者投票や投票所での投票ができますので、忘れた場合などは投票所などの係員にお申し出ください。

目の不自由な方でお申し出のあった方には、「投票所案内はがき」の内容の一部を点字にしたシールを張り付けてお送りします。区の選挙管理委員会にお問い合わせください。

### 選挙公報

すべての選挙について、選挙公報を発行します。4月11日（金）までに町内会などを通じて各世帯に配布するほか、区役所、出張所、連絡所にも備え置きます。詳しくは各区役

所の総務企画課広聴係にお問い合わせください。

また、点字さつぽろ（広報さつぽろの一部を点訳したもの）の利用者には、市長選挙、市議会議員選挙の候補者氏名などを報道した新聞の点字版と、市長選挙の選挙公報の音訳テープを視力障害者福祉センターから郵送します。

### 確認団体のビラの頒布

政党などの政治団体は、選挙運動期間中、それぞれの選挙ごとに一定数以上の所属候補者などがある場合、選挙管理委員会に届けることにより、確認団体として次のような方法で法定のビラを頒布することができます（このビラには候補者の氏名などを記載することはできません）。

#### 頒布方法

- ① 各戸の郵便受けに配布する
- ② 街頭で通行人に手渡す
- ③ 新聞に折り込み配布する
- ④ 選挙事務所に置き、来客に自由に持ち帰らせる。なお、ビラを頒布できる期間は、各選挙の告示日から投票日の前日までです。

詳しくは、区の選挙管理委員会（区役所内／16階）へお問い合わせください。